



愛知県教育委員会飯田教育長様

2023年10月3日

請願者 行政を考える住民の会
事務局 宮崎邦彦

連絡先

教職員の不祥事に関する文書（報告書等）において、非加害者の人権を守ることを求める請願

請願の理由、経過

- 1 非違行為報告書（資料1 2023年9月27日 豊橋市教育委員会で公開されたもの）に、「弟が素直に言うことを聴かなかったため」とあるが、「素直に言うことを聴かなかった」ということはあくまで、一方的な加害者の心証であり、加害者の、いいわけである。非加害者に、非があるということを主張している表現である。記載者も、加害者に寄った表現である。

仮に、非があるとしても、個人の行為、個人の生活上のことであり、加害者の、違法行為の、原因として、公表されることは許されない。

同様に素直に言うことを聴かなかったということも、あくまで、個人の日常生活の様子対応であり公表されることは、個人のプライベートなことであり、公表されることは問題である。

問題は、加害者にあり、腹部を、右足で蹴ったことである。原因は、加害者の暴力行為である。日ごろからの、暴力行為があったのか、それとも、加害者が、制御不能な状態に落ちいったのか明確になされるべきであり、被害者に非があるというような受け止め方をされるような表現、表記は、問題がある。個人の人格権を侵していると云わざるを得ない。人格権の侵害ともいえる記載は、被害者に承諾等されていたとしても、報告者、記載者の問題でもある。

別件ではあるが、「体罰・暴力」事案における、場合も、指導される側に、注意を聴かなかった、態度姿勢が、悪かった、から、殴った、体罰に至った（勝手な判断対応である）という表記がなされてきた。

あたかも、被害者に、非があるかのような表現は、被害者の人格権の侵害である。と同様である。

報告、記載者にも、非加害者の人格権に対する思いが至っていないことは明らかであるといえる。早急に改められるべきである。被害者に思いが至らない記載は、問題解決が不十分になるのではないかと心配する次第である。

- 2 公立学校教員の懲戒処分について（資料2 2023年7月14日（金）愛知県教育委員会記者発表資料）自校生徒に対して、わいせつな行為を繰り返した事案について。

事件の経過について、県教委は、学校から、報告された報告書等に基づいてこの資料を作成したとおもわれるが、作成した以上内容については、その責任は県教委にある。

事件の経過において（資料2）、教諭の、生徒に対する、行為が具体的に記載されてい

る。生徒が、どのような状態あったのか、親族等が読まれたら、どう感じるのか、受け止められるのか、ということを考えたら、耐えられなくなるのではないかと、いうことを(具体的な記載は)以前から、行政文書公開時、職員には、伝えていた。

被害者、にとっては、被害時の、具体的内容について、読みかえすことがあったら、ショックが、大きいということを知ったことがある。2次被害ということ、想定してもらったら理解できるといえる。この文書は、だれでも見られるものである。尾張地区の、高校の関係者なら、だれが、というようなことが理解できる。

あたかも、同意して行動を共にしたと受け止められる記載については、記載者の、推測であり、非加害者の行動等に関しては、内心暴露に近い、人格権の侵害に当たると云わざるを得ない。

- 3 行政文書は、原則公開であるから、全面公開になる場合もあることを考え、非加害者、被害生徒、の被害について、行動について、公表する場合も含め、報告書作成時点から被害者の人格権を侵すことのないような報告書を求めるものである。

請願事項

- 1 教職員の不祥事に関する報告書等は、被害者が記載されたくない内容については、記載をしないこと。
- 2 教職員の不祥事に関する公表等において、被害者が、触れてもらいたくないことについては、公表等をしないこと。
- 3 教職員の不祥事について、報告、公開する時点で、被害者の、心情、具体的被害状況について、被害者、親族に了解、確認等を行うこと。

添付資料 資料1 豊橋市教育委員会作成資料

資料2 愛知県教育委員会作成資料

(様式第5-2)

非 違 行 為 報 告 書 資料

令和5年6月1日(木) 作成者 職・氏名 [Redacted]

当該 職員	所 属	豊橋立 [Redacted] 中学校		職 名	教諭	氏 名	[Redacted]
	生年月日	[Redacted]		年 齢	満37歳	性 別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	採用年月日	平成25年4月1日	本県勤務年数	11年	現所属発令年月日	令和4年4月1日	
非違行為の名称		傷害					
(1) 発生日時等		令和4年 7月 2日	土曜日	午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後	6時00分頃		
(2) 発生場所		[Redacted]					
(3) 概 要		<p>[Redacted] 教諭は、[Redacted] と暮らしているが、[Redacted]</p> <p>令和4年7月2日(土)の昼頃、[Redacted]</p> <p>[Redacted] それを知った [Redacted] 教諭が弟を指導したが、その際、弟が素直に言うことを聴かなかったため、故意に腹部を右足で複数回蹴った。次の日になっても弟が蹴られた箇所を痛がっていたため、[Redacted] に連れていき、手術・入院をした。</p> <p>○ R4年7月3日(日) 15:30頃 病院にいる当該教諭から、弟を指導した際に弟を蹴り、けがをさせてしまったとの電話報告が校長にあった。</p> <p>○ R4年7月4日(月) 当該教諭は、弟を蹴った際に自分も足を傷めており、[Redacted] その後、出勤し、[Redacted] の書類を作成した。</p> <p>○ R4年7月5日(火) 当該教諭は、病院から弟のけがについて説明を受けた。</p> <p>○ R4年7月6日(水) 当該教諭より、普段から弟のことで相談をしている [Redacted] の職員に今回の話をし、その方が警察に連絡をしたようだと報告があった。</p> <p>○ R4年7月7日(木) 校長は、一連の流れを市教委の中村三木也学校教育課長に電話で報告した。今後、何らかの動きがあったときは逐一報告するようにと指示を受けた。</p> <p>○ R4年8月3日(水) 当該教諭から校長に、警察が入院中の弟に話を聴きにきたとの電話報告があった。</p> <p>○ R4年8月22日(月) 豊橋警察署の署員が、当該教諭の勤務の様子等について問い合わせのため来校した。校長は、「[Redacted]」、勤務状況は真面目であった。[Redacted] と説明した。警察からは、「[Redacted]」</p>					

、弟は被害届を出すつもりはなく、
」との話があった。

- R4年11月28日(月)
当該教諭は、警察から聴取を受けた。同日、それを校長に電話報告した。今後のことは検察の判断によるとのことだった。
- R5年5月1日(月) 13:40頃
当該教諭のもとに検察から通知が届いた。校長に報告があった。
- R5年5月10日(水) 14:30頃
同日、校長に電話し、略式起訴されることになったこと、
- R5年5月24日(水) 16:30頃
当該教諭は、を電話で校長に報告した。
- R5年5月25日(木) 16:00頃
当該教諭は、校長に報告した。校長は、非違行為速報を市教委に提出した。
- R5年5月29日(月) 13:45頃
市教委は、に電話で第1報を入れ、同日に非違行為速報を提出した。

(4) 事後措置(本人及び所属長のとった対応等)

事件翌日、教諭は弟を病院に搬送し、医師に事実を伝えるとともに、その日のうちに校長に報告した。

校長は、このことを7月7日(木)に市教委に電話で報告した。

当該教諭は、警察から連絡があったときなど何らかの動きがあった際にはその都度、校長に報告をしていた。校長も市教委に欠かさず連絡してきた。

令和5年5月1日(月)、検察から本人に連絡があったことを機に、校長は市教委への報告を再開した。

(5) 相手の状況(氏名・年齢・負傷等の状況)

ア 氏名・年齢

イ 負傷等の状況

10日間程度の入院をした。
加療83日間を要したが、現在は完治し、後遺症もない。

ウ 相手方の主張

連絡を受けた豊橋警察署の署員が弟に状況を聞き取った。
とっており、
と
いた。

2023年7月14日(金)
 愛知県教育委員会教職員課
 県立学校人事グループ
 担当 石川・植木
 内線 3852・3863
 ファクシ 052-954-6769

公立学校教員の懲戒処分について

○ わいせつ行為に係る高等学校教諭の処分

- (1) 学校名 尾張地区の県立高等学校
 (2) 職名 教諭
 (3) 年齢・性別 41歳・男性
 (4) 処分内容 懲戒免職
 (5) 処分理由 わいせつ行為
 (事案の概要)

2022年11月30日(水)から2023年3月11日(土)の期間、自校女子生徒とSNSで私的な連絡を取り合い、複数回にわたって当該生徒と校外で会い、自家用車内やホテルでわいせつな行為を繰り返した。

- (6) 処分年月日 2023年7月14日(金)
 (7) 関連措置 管理監督責任として、同高等学校長を「文書訓告」とした。

事件の経過

期日等	事件の経過
2022年11月30日(水) 午後5時頃	当該教諭は、下校当番で校内巡回している際に、廊下で座り込んでいた女子生徒(以下「A」とする。)に声をかけたところ、Aは当該教諭に、悩みがあるので相談に乗ってほしいと伝え、当該教諭とAはSNSの連絡先を交換した。この日以降、当該教諭とAは私的に連絡を取り合うようになった。
12月4日(日) 午後7時頃	当該教諭とAはSNSで連絡を取り合い、名古屋市内で食事をした。その後、当該教諭は、Aを自家用車で自宅に送る際、Aの自宅周辺に駐車し、車内で服の上からAの脚を触ったり、手を握ったりして、唇にキスをした。
12月11日(日) 午後8時頃	当該教諭とAはSNSで連絡を取り合い、名古屋市内で食事をした。その後、当該教諭はAを自家用車で自宅に送る際、Aの自宅周辺に駐車し、車内で当該教諭とAは互いに服の上から腕や脚を触ったり、手を握ったりして、唇にキスをした。

期 日 等	事 件 の 経 過
12月18日（日） 午後6時頃	当該教諭とAはSNSで連絡を取り合い、名古屋市内で食事をした後、名古屋市内のホテルにおいて、わいせつな行為をした。
2023年1月8日（日） 午前10時頃 午後4時頃	当該教諭とAは、自家用車で大阪に向かい、大阪市内で買い物などをした。 当該教諭とAは、大阪市内のホテルに宿泊し、わいせつな行為をした。
1月9日（月・祝） 午前10時頃 午後5時頃	当該教諭とAは、ホテルから自家用車で京都へ向かい、京都市内を散策した。 当該教諭はAを自宅近くまで自家用車で送り届けた。
2月11日（土） 午後6時頃	当該教諭とAはSNSで連絡を取り合い、名古屋市内で食事をした後、名古屋市内のホテルにおいて、わいせつな行為をした。
3月11日（土） 午後6時頃	当該教諭とAはSNSで連絡を取り合い、名古屋市内で食事をした後、名古屋市内のホテルにおいて、わいせつな行為をした。
3月	Aは卒業した。
5月11日（木） 午前8時頃 午前9時頃 午後2時頃 午後3時頃 午後7時頃	Aは、在学中より相談に乗ってもらっていた当該校の教諭（以下「B」とする。）に、交際相手について相談をし、交際相手が当該教諭であることを伝えた。 Bは校長へ報告した。 校長と教頭は、当該教諭に事実確認を行い、当該教諭は事実を認めた。 校長は県教育委員会教職員課へ一報を入れた。 BはAに事実確認を行った。
5月12日（金） 午前9時頃	Bは校長に、Aから事実確認を行った内容を報告した。
5月16日（火）	校長は、非違行為報告書を県教育委員会教職員課へ提出した。